



## 【coffee break】 2016.07.29

株主総会議事録と共に「株主リスト」が必要になります  
(平成 28 年 10 月 1 日施行)

本日は、企業法務をご担当される総務部様・法務部様、また、TMK や投資法人の事務管理をされているファーム様に影響が大きい改正です。

■株主総会議事録と共に「株主リスト」が必要になります (平成 28 年 10 月 1 日施行)

従来、法人登記で株主総会議事録を法務局に提出する際に、株主については議事録上の「●名」という情報のみ法務局に提供しておりました。今般の改正では、議事録上の議案毎に議決権を行使できた株主をリストにして、議事録と共に提出することになりました。

<提出する株主リストに記載すべき事項>

- (1) 株主の氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 株式数 (種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数)
- (4) 議決権数
- (5) 議決権数割合

※上記を記載したリストに、内容の証明をする旨を記載し、代表取締役が会社実印 (法務局の届出印) で押印する形式となります。

<http://www.moj.go.jp/content/001198461.pdf>

<株主リストに記載する株主の範囲>

- (イ) 議決権数上位 10 名の株主
- (ロ) 議決権割合が 2 / 3 に達するまでの株主

上記 (イ) 又は (ロ) のいずれか少ない方の株主について記載をします。

※（イ）については、有価証券報告書の「大株主の状況の欄」を利用できる場合もあります。

<http://www.moj.go.jp/content/001198471.pdf>

※（ロ）については、確定申告にあたり作成する「同族会社等の判定に関する明細書」を利用できる場合もあります。

<http://www.moj.go.jp/content/001198469.pdf>

<ご留意ください！>

【1】施行日以降の登記申請には、株主リストの提出が必要になります。

↓

特に、「平成28年10月1日（土）」を吸収合併期日・吸収分割期日としている組織再編をご予定されている方は、最短の登記申請日が平成28年10月3日（月）となります。

↓

登記申請日は施行後となりますので、たとえ株主総会が施行日前の9月に開催されていたとしても、法務局への株主リストの提出は必須となります。ご留意下さい。

【2】株主様に相続が発生した場合は、速やかに遺産分割協議を！

↓

例えば、社長様 兼 100%株主様であるお父様がお亡くなりになった際に、速やかに新しい社長様（代表取締役）を選任する株主総会の開催、及び、役員変更登記の申請が必須です。

↓

この場合に、お父様が保有されていた株式について相続される方、及び、その株式数が決まりませんと議決権の行使も出来ませんし、株主リストの作成もできません。

↓

速やかに遺産分割協議を行うことをお勧めします。

以上です。

今後とも宜しく願い申し上げます。

<ご参考>

「株主リスト」が登記の添付書面となります（法務省 HP）

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00095.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html)